

# 作 業 基 準

平成28年 4月 1日

株式会社キャプテンライン

## 目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

# 作業基準

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大阪ベイエリア航路・大阪ベイエリア周遊航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

- (1) a. 陸上作業（天保山） 陸上作業員 1名
    - ①乗下船する旅客の誘導
    - ②タラップ等陸上岸壁施設の操作
    - ③船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
    - ④乗船待機中の旅客の誘導
  - b. 陸上作業（桜島） 陸上作業員 1名
    - ①乗下船する旅客の誘導
    - ②タラップ等陸上岸壁施設の操作
    - ③船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
    - ④乗船待機中の旅客の誘導
    - ⑤出港時の安全確認
  - c. 陸上作業（南港船だまり） 陸上作業員 1名
    - ①乗下船する旅客の誘導
    - ②タラップ等陸上岸壁施設の操作
    - ③船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
    - ④乗船待機中の旅客の誘導
- (2) 船内作業
- ①乗下船する旅客の誘導
  - ②タラップ等陸上岸壁施設の操作
  - ③船舶の離着岸時の綱取り、綱放し

- 2 乗組員以外の者が船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、指定の制服を着用し、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業
- (5) 桜島栈橋運用協議会で定められた運航調整員の業務

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

### 第3章 危険物等の取扱い

(危険物の取扱い)

第5条 危険物の運送はいかなる場合もこれを禁止する。

### 第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、旅客乗降用施設等の操作により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として旅客については、離岸5分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船開始時刻になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置してタラップ及び可動橋を架設する。
- 3 船内作業指揮者は、タラップ及び可動橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

- 第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
  - 3 船内作業員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
  - 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(離岸準備作業)

- 第9条 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の1分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり、遮断索を張りタラップ及び可動橋を収納する。
- 2 船内作業員は、タラップ可動橋が収納された後、直ちに舷門（乗下船口）を閉鎖する。
  - 3 船内作業指揮者は、前各号の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

- 第10条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を知らせとともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、陸上作業員を所定の位置に配置する。
- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、その船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ、慎重に離岸、出港する。
  - 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

- 第11条 船内巡視は、別紙「船内巡視実施要領」に定める組織及び要領により実施する。
- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、前項以外の巡視を実施させる。
  - 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

- 第12条 運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。
- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取り作業、タラップ及び可動橋の架設等に必要作業員を配置し、着岸作業を行う。

(着岸作業)

- 第13条 陸上作業指揮者は、陸上作業員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
  - 3 船内作業指揮者は、船内の船内作業員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(下船準備作業)

- 第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとにタラップ及び可動橋を架設し、舷門を開放する。
  - 3 船内作業指揮者は、適切な時期に船内放送等により下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

- 第15条 船内作業指揮者は、舷門にあつてタラップ及び可動橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

- 第16条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、タラップ及び可動橋を収納する。
- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ運航管理者及び船長に報告する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第17条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。
- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと
  - (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
  - (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
  - (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項  
(臨時に周知事項が発生した場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 18 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示してある場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと
- (6) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 19 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。  
ただし、20トン以上の船舶には適用しない。

- (1) 気象、海象の悪化等、利用客の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。